

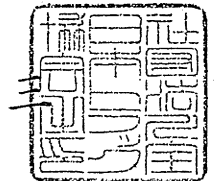
平成24年1月30日

国土交通大臣
前田武志 殿

「国際海陸一貫運送コンテナの自動車運送の
安全確保に関する法律案」の成立に向けた
要望書

社団法人 全日本トラック協会

会長 星野良



平素は、当業界の健全なる発展に対しまして、格別なるご支援とご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

我が国のトラック運送業界にあって、国際海上コンテナ輸送事業者は、輸出入産業を支える物流サービスの担い手として、日本の国際競争力の維持・発展のため日夜努力をしております。

しかしながら、輸送の現場においては、品目や実重量、積付け状況等内容が不確かなコンテナがあります。このように、輸送することに危険が伴う恐れがあるコンテナであっても、輸送の指示があれば、荷主に対してコンテナの重量や内部の状態を確認することはもとより、輸送そのものを断ることさえできないのが実態であります。

このような状況の中、平成22年3月5日に閣議決定された「国際海陸一貫運送コンテナの自動車運送の安全確保に関する法律案」は、海上コンテナ輸送に従事する全ての関係者に対し、貨物の品目、重量、積付け状況等に関する情報を運転者にまで伝達することを義務付けた画期的な法律案であります。

この法律案は、国際海上コンテナ輸送事業者にとりまして、四十数年越しの早期成立を切望する法律案でありましたが、その後審議されることなく、同年12月3日の臨時国会終了により、審査未了として廃案となりました。

この結果を受け、全日本トラック協会海上コンテナ部会では平成23年1月以降、菅直人内閣総理大臣を始め関係各所に対し、国際海陸一貫運送コンテナの自動車運送の安全確保に関する法律の成立を求める要望を行ってきたところですが、東日本大震災の影響等により国会への提出が止まったままとなっております。

本法律につきましては、平成23年3月31日に決定されました国の第9次交通安全基本計画の施策の中にも「国会への提出を検討する。」と記載をして頂いたところです。

つきましては、海上コンテナに係る輸送事故の防止のために、そして、第9次計画の「世界一安全な道路交通を実現する。」という目標達成のためにも本法律を成立させて頂きたく、格別のご高配を賜りますようお願い申し上げます。